

悪臭防止法による悪臭の規制方法の変更について

悪臭防止法による悪臭の規制方法は、物質濃度規制によるものと臭気指数規制によるものがあります。

本県では、複合臭や未規制の物質などに対応するため、従来の物質濃度規制に加えて、平成18年度に臭気指数規制を導入しました。

平成25年4月から、尾張部7市町（一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡大口町、同扶桑町）が、新たな臭気指数規制を導入することになり、県内で物質濃度規制を行う市町は、名古屋市、春日井市、小牧市、あま市の一部及び大治町のみとなります。

なお、このうち、名古屋市、春日井市及び小牧市は、指針等で臭気指数による基準を定め、事業者指導を行っています。

県は、測定研修を実施し、臭気指数の測定に関する知識等を修得させ、市町村に支援、協力してまいります。

参考

臭気指数規制導入の状況

施行日	導入状況
平成18年10月	臭気指数規制45市町村 物質濃度規制18市町村
平成19年4月	臭気指数規制導入 豊橋市(平成18年12月告示)
平成20年4月	臭気指数規制導入 岡崎市(平成19年9月告示)
平成20年4月	臭気指数規制導入 大府市(平成19年11月告示)
平成20年10月	臭気指数規制導入 豊田市(平成20年5月告示)
平成20年12月	臭気指数規制導入 蒲郡市(平成19年10月告示)
平成21年3月	臭気指数規制導入 新城市(平成19年10月告示)
平成25年4月予定	臭気指数規制導入 一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、大口町

市町村別の悪臭規制

